

# 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令

(平成十五年七月十四日財務省令第七十一号)

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 申請等及び納付手続（第三条―第八条）
- 第三章 処分通知等（第九条―第十二条）
- 第四章 雑則（第十三条）
- 附則

### 第一章 総則

（趣旨）

第一条 国税関係法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条及び第七条の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用する方法により行う場合については、情報通信技術活用法及びこの省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
  - 二 電子証明書 申請等を行う者、行政機関等その他の者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のイからハまでのいずれかに該当するものをいう。
    - イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成したもの
    - ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に基づき地方公共団体情報システム機構が作成したもの
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として国税庁長官が定めるもの
- 2 前項に規定するもののほか、この省令で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

## 第二章 申請等及び納付手続

(申請等に係る電子情報処理組織等)

第三条 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機(次条第八項及び第五条第一項において「特定電子計算機」という。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等は、法令の規定に基づき税務署長等(税務署長、国税局長、国税庁長官、徴収職員(国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第二条第十一号に規定する徴収職員をいう。)、国税不服審判所長、担当審判官又は国税審議会会長をいう。以下同じ。)に対して行う申請等とする。

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者(次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定により申請等を行おうとする者を除く。)又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者(第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行おうとする者を除く。)は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 氏名(法人については、名称。以下この号及び第五項第一号において同じ。)、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第五項第一号において同じ。)(国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行おうとする者又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

二 対象とする手続の範囲

三 その他参考となるべき事項

2 税務署長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者(第四項に規定する者を除く。)に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、前項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

3 税務署長は、次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定により申請等を行おうとする者及び第八条第一項ただし書の規定により国税の納付を行おうとする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

4 税務署長は、第一項の届出が国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(第八条第一項において「特定納付手続」という。)のみに係るものであるときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。

5 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者のうち、第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して国税の納付手続を行おうとする者は、次

に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

- 一 氏名、住所又は居所及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）
- 二 国税の納付手続に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号
- 三 その他参考となるべき事項

6 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める届出事項に変更が生じることとなったときは、遅滞なく、その旨を税務署長に届け出なければならない。

- 一 第一項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項
- 二 前項の届出をした者 同項第二号及び第三号の届出事項

7 税務署長は、既に第四項の規定により識別符号の通知を受けている者が、第一項第二号の届出事項に変更が生じることとなったことにより前項第一号の届出をした場合には、当該届出をした者に対し、暗証符号を通知し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

8 電子情報処理組織を使用する方法により第一項又は第六項第一号の届出を行う者は、特定電子計算機から、これらの規定により税務署長に届け出なければならないこととされている事項を入力して送信することにより、当該届出を行わなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第五条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（前条第一項、第五項又は第六項の規定による届出を除く。）を行う者は、同条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

- 一 当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合 識別符号及び暗証符号を入力すること。
- 二 当該電子署名が、国税庁長官が定める者に係るものである場合 当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

2 前項の申請等を行う者は、同項の規定にかかわらず、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この条において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項（以下この項及び次項において「添付書面等記載事項」という。）を次に掲

げの方法により送信することをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。

- 一 当該添付書面等記載事項を当該申請等に併せて入力して送信する方法
- 二 当該添付書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法（前号に掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

イ 解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）Z六〇一六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

ロ 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。

- 三 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）が記録された電磁的記録であって、当該添付書面等を交付すべき者から提供を受けたもの（当該添付書面等を交付すべき者により当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものその他これに類するものとして国税庁長官が定めるものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法

- 3 第一項の書面等に記載すべきこととされている事項又は添付書面等記載事項を前二項に規定する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

- 4 第二項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、国税庁長官が定める添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、税務署長等は、国税庁長官が定める期間、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該添付書面等を提示又は提出させることができる。

- 5 第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、申請等を行った者が前項の規定による提示又は提出に応じない場合には、当該提示又は提出に応じない添付書面等については、適用しない。

（申請等において氏名等を明らかにする措置）

第六条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は第四条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと若しくは電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信して申請等を行うことをいう。

（電子情報処理組織による手数料の納付）

第七条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十三条第一項の証明書の交付を請求する場合における国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第一項の手数料を納付する方法であって、情報通信技術活用法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、国税局長又

は税務署長から得た納付情報及び識別符号を入力して納付する方法とする。

- 2 第五条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により前項の証明書の送付を求める者は、同項の手数料のほか、その送付に要する費用を同項に規定する方法によって納付しなければならない。

(電子情報処理組織による国税の納付手続)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に記載すべきこととされている事項並びに特定納付手続を行う者にあつては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては第四条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して納付を行わなければならない。ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信する場合には、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

- 2 前項又は国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により所得税を納付しようとする者であつて、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十の十一第六項若しくは第二十六条の十第一項の規定に該当するものは、これらの規定に規定する計算書については、第五条の規定により申請等を行わなければならない。

### 第三章 処分通知等

(処分通知等に係る電子情報処理組織等)

第九条 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、国税庁の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

- 2 情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等は、第五条の規定により電子情報処理組織を使用して行われた国税通則法第二百三十三条第一項及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十七条の請求に対してこれらの規定により行う証明書の交付とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第十条 税務署長等は、前条第二項の証明書の交付を行うときは、国税通則法第二百三十三条第一項又は租税特別措置法第九十七条に規定する証明書に記載すべきこととされている事項を国税庁の使用に係る電子計算機から入力し、その入力した情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と

併せてこれらを国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、当該証明書の交付を受ける者が入手可能な状態で記録しなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第十一条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨を当該処分通知等に係る申請等に併せて入力して送信する方式とする。

(処分通知等において氏名等を明らかにする措置)

第十二条 国税通則法第二百二十三条第一項及び租税特別措置法第九十七条の規定に基づく処分通知等において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術活用法第七条第四項に規定する主務省令で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをいう。

#### 第四章 雑則

(手続の細目)

第十三条 この省令に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附則 (省略)